

民間企業との公共交通に関する共同研究の実施について

【実施事業】

リニモ-N-バス乗継割引社会実験

…地域公共交通計画に示された計画事業「公共交通の乗り継ぎの利便性向上」に基づき、乗継割引による公共交通利用促進を図る（スライド2）

【背景】

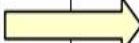
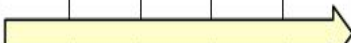
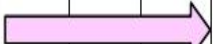
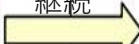
- ・地域公共交通計画では、「地域の移動特性に合った便利で持続可能な公共交通体系の確保」を目指して、リニモ・名鉄バスなどを基幹交通、N-バスを補助交通と位置づけ、市内外の様々な公共交通との連携を強化する方針が示されている。
- ・令和9年度のN-バス再編にあたっては、補助交通の目指す姿として以下の2つの役割を挙げている。
 - ① 補助交通を単独で利用する【完結型】…「市民の市内の移動を支える！」
 - ② 補助交通を基幹交通と組み合わせて利用する【フィーダー型】…「市民の市外への移動を支える！」この役割を踏まえ、完結型利用に対する利便性向上を目指すことはもちろんであるが、フィーダー型の利便性向上を目指すことで、自家用車から公共交通への移動手段転換を促し、公共交通利用促進や市内の渋滞や環境の改善など、多方面への効果の波及を狙っている。

【ねらい】

- ① N-バス再編に先立って、リニモとN-バスの乗継割引社会実験を実施することで、市民の皆さまにフィーダー型利用を体験していただき、再編後の公共交通利用促進につなげる
- ② 将来的な乗継割引施策導入の準備段階として、リニモとN-バスの乗継利用者数と区間を可視化する。乗継割引実施中の利用者数を計測することで、単純な現在の利用状況にとどまらず、将来的に補助交通が上手く利用された際の乗継利用のポテンシャルを明らかにする

【長久手市地域公共交通計画】

表 計画事業及びその実施主体とスケジュール

種別	対応する基本方針	計画事業	実施主体	実施時期の目安（年度）				
				2024	2025	2026	2027	2028
1. 公共交通の確保・維持・改善	基本方針1 地域共創による 地域交通ネットワークの確保・維持・改善	(1) 基幹交通（リニモ・名鉄バス）の維持	交通事業者 長久手市					
		(2) 地域特性に合った補助交通（Nーバス）の確保 ①Nーバスの路線見直し ②Nーバスと市外の公共交通機関との連携 ③新たな移動手段導入の検討	交通事業者 長久手市 市民	 				
		(3) 交通弱者への移動手段の確保・維持	交通事業者 福祉事業者 民間事業者 市民 長久手市					
		(4) 公共交通の乗り継ぎの利便性向上	交通事業者 長久手市	 				

- ・市民の多様な移動ニーズに対応するため、各公共交通機関の連携をより強化し、乗り継ぎの利便性向上に取り組む必要がある
- ・ソフト面では、乗り継ぎによる運賃サービスや運行ダイヤの調整、効率的な乗換情報の提供などの取組が考えられる
- ・利用者にとって乗り継ぎによる市内移動が日々の移動の選択肢になるよう、事業の調査・研究を検討し、実施する

【実施概要】

「長久手古戦場駅」および「公園西駅」でリニモとN-バスを乗り継ぐ場合に、乗車区間の記入を条件にN-バスの料金を100円割引きとする実験を実施する

【実施期間】

令和8年度：秋頃（令和8年11月2日（月）予定）から年度末まで

【割引き対象と内容】

公園西駅か長久手古戦場駅でリニモとN-バスを乗り継ぐ場合に、N-バス料金を100円割引く（無料とする）

【周知方法】

リニモの駅構内、N-バス車内へのポスター掲示などを予定する

※ポスターの作成にあたっては適正な実験が実施できるように、

例えば「リニモとN-バスを乗り継いだ人は特典があります」を表示し
具体的な内容はWEBサイトで確認するような方策などを講じる

【その他】

本社会実験（事業）は、株式会社豊田中央研究所と本市の共同研究にて実施する

【実施方法】

- ・実施方法については交通系ICカードを利用する方法や二次元コードを利用する方法なども検討したものの、対象とするリニモの両駅が無人駅であることやN-バス運行時の安全面に関する配慮、さらに費用面の課題などを踏まえて、以下の方法で実施することとした。
- ・公園西駅・長久手古戦場駅のリニモ改札内に簡易なチケットホルダースタンドを設置する。チケットホルダースタンドは記入台と筆記具を備え、その場で乗車区間を記入できるものとする。
- ・N-バスの乗継乗車券（スライド6、7）を配布（利用者が自由に持ち帰る）
- ・1度に持ち帰る乗継乗車券は1人2枚まで
⇒ 2枚である理由については、帰宅後、次回のお出かけの際にご自身の利用やご家族、ご友人などを誘って利用できるようにするため。普段からN-バスを利用している人からの声かけによって、普段は自家用車しか利用しない人にもフィーダー型のN-バス利用を意識してもらうためのきっかけづくりとする。
- ・乗継乗車券が無い場合については、割引は実施しない。
乗継乗車券の発行枚数については上限を設けず、各駅のチケットホルダーには随時補充することを予定しているが、補充が追いつかず乗継乗車券が無い場合については、割引対象外とする。

【利用方法】

- ・乗継乗車券に券面の乗車区間を記入した上で、N-バス利用時に料金の代わりに乗継乗車券を運転手に渡す（運賃箱に併設の回収箱に投入）
- ・記入内容は、リニモおよびN-バスの乗車区間とする。
※氏名などの個人情報~~は取得しない~~。
- ・乗継乗車券は往復セットとなっており、切り離して利用する。
- ・往路、復路はどちらから利用しても構わないものとする。
- ・往路、復路のどちらか一方のみを利用することも可能。
その場合、余った半券をご家族やご友人などに譲渡して利用してもらっても構わないものとする。
- ・乗継乗車券はN-バスにのみ有効であり、本乗車券をもってリニモに乗車することはできない。
リニモ改札口への誤投入を避けるため、乗車券はA6サイズ（2枚セットでA5サイズ）程度の大きさとする。
- ・実際にリニモに乗り継ぎを行ったかどうかを確実に確認することはできない仕様であり、実験開始後に不正利用が確認される可能性は考えられる。本乗車券ではN-バスにしか乗車できないため（リニモには乗車できない）、不正の動機は限定的であり、大規模な不正は発生しないと想定しているものの、誤って不正乗車をされることなどが無いよう、広報や啓発を工夫する。
また、実験実施中には状況を逐次確認し、極端な不正利用が疑われる場合には実態調査を行い対策を検討する。

※広報（周知）・啓発においては、例えば「リニモとN-バスを乗り継いだ人は特典があります」をポスターにより掲示し具体的な内容はWEBサイトで確認するような方策を講じるなど工夫する

【乗継割引乗車券】（公園西駅）

《A5サイズ（半券A6サイズ）》

15cm程度

乗継乗車券 リニモ⇒（公園西駅）⇒ N-バス	乗継乗車券 N-バス⇒（公園西駅）⇒ リニモ
ご利用の区間を記入してください 【記入がない場合は無効です】	ご利用の区間を記入してください 【記入がない場合は無効です】
リニモ乗車区間 ☐ 藤が丘駅 ☐ 八草駅 ⇒ 公園西駅 ☐ その他（ ）駅	N-バス乗車区間 () ⇒ 公園西駅
N-バス乗車区間 公園西駅⇒ ()	リニモ乗車区間 ☐ 藤が丘駅 公園西駅⇒ ☐ 八草駅 ☐ その他（ ）駅
【ご利用方法】 ・この乗車券の記入はN-バスに乗車する前に必ず行ってください。（バス車内で記入できる場所はありません） ・N-バスを降車される際に乗務員に提示の上、回収箱に投入してください（リニモでは利用できません）	【ご利用方法】 ・この乗車券の記入はN-バスに乗車する前に必ず行ってください。（バス車内で記入できる場所はありません） ・N-バスを降車される際に乗務員に提示の上、回収箱に投入してください（リニモでは利用できません）
有効期限 令和9年3月31日	有効期限 令和9年3月31日

21cm程度

【乗継割引乗車券】（長久手古戦場駅）

《A5サイズ（半券A6サイズ）》

15cm程度

乗継乗車券

リニモ⇒(長久手古戦場駅)⇒N-バス

ご利用の区間を記入してください

【記入がない場合は無効です】

リニモ乗車区間

☐ 藤が丘駅

☐ 八草駅

☐ その他()駅

長久手

⇒ 古戦場駅

長久手

古戦場駅⇒()

N-バス乗車区間

⇒()

【ご利用方法】

・この乗車券の記入はN-バスに乗車する前に必ず行ってください。(バス車内で記入できる場所はありません)

・N-バスを降車される際に乗務員に提示の上、回収箱に投入してください(リニモでは利用できません)

有効期限 令和9年3月31日

乗継乗車券

N-バス⇒(長久手古戦場駅)⇒リニモ

ご利用の区間を記入してください

【記入がない場合は無効です】

N-バス乗車区間

長久手

古戦場駅⇒

☐ 藤が丘駅

☐ 八草駅

☐ その他()駅

リニモ乗車区間

⇒()

【ご利用方法】

・この乗車券の記入はN-バスに乗車する前に必ず行ってください。(バス車内で記入できる場所はありません)

・N-バスを降車される際に乗務員に提示の上、回収箱に投入してください(リニモでは利用できません)

有効期限 令和9年3月31日

21cm程度

【スケジュール】

- 令和8年1月～5月 関係機関への説明・調整
- 令和8年6月 市地域公共交通会議での説明
- 令和8年7月頃 実験実施にかかる運賃改定の意見聴取の実施
- 令和8年8月～9月頃 運賃料金協議会（部会）での協議・承認
- 令和8年秋頃 社会実験の開始
（令和8年11月2日予定～）